

ぴちゅ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、ぴちゅ保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	株式会社りあんじゅ
所 在 地	熊本県菊池郡大津町美咲野3丁目 28-3
電 話 番 号	096-294-7013
代表氏名	坂田 美和

○ 事業所の概要

事業の種類	小規模保育事業 A 型
事業所名称	ぴちゅ保育園
所 在 地	熊本県菊池郡大津町大津 207-6
連 絡 先	T E L 096-221-3969 F A X 096-221-3969
管理者氏名	坂田美和
対 象 児 童	生後 6 ヶ月～2 歳児（年度途中で満 3 歳に達する児童を含む。）
利 用 定 員	0 歳 4 名 1 歳 4 名 2 歳 4 名 計 1 2 名
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日

○ 保育理念

「ワーク・ライフ・バランス」の推進、多様な子育て支援のニーズ、少子化対策も視野にいれ『家庭的で少人数の保育』を保育者の自宅を開放して、家庭の雰囲気がいっぱいの中で、子ども達一人一人に寄り添った決め細やかな保育を行うことのできる本来の『家庭的保育』を目指し「三つ子の魂百まで」と言われるくらい大切な乳幼児期の子ども達の保育を、地域の方々のもと、保護者と共に支え協力し育ち合うことを大切にします。

○ 事業の目的・運営方針

本園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適正な保育を提供することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、保育を提供します。

- ・ 本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- ・ 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。
- ・ 本園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ・ 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。
- ・ 本園の職員は、応急救護手当法を身につけ、命にやさしく人が寄り添い心が繋がっていく町づくり・人づくりを目指し、防災に対する意識を高め、専門性の高い子育て支援、親支援そして、地域支援、保育支援にも貢献していくことを目指します。

2. 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針等に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

○ 保育の内容

《基本内容》

- ・ 兄弟姉妹のような関係を体験しながら、家庭的な環境での異年齢保育を行います。
- ・ 少人数を対象とするきめ細やかな保育を行います。
- ・ 地域に密着した保育を行います。
- ・ 0～3歳未満児の子どもを対象とし、一人一人の成長の発達を考え、生活のリズムを尊重する保育を行います。
- ・ 年間行事予定、おたより、月間保育計画表等を作成し、子どもの心身の発達に添った保育を行います。
- ・ 1日を通し同じ保育者が対応し、保護者との信頼関係を大切にする保育を行います。

《特色》

- ・ 家庭のようなぬくもりのある雰囲気の中で、1人ひとりに寄り添ったきめ細やかな丁寧な保育を行います。
- ・ わらべうたあそびや、抱っこやおんぶ等を取り入れ、肌と肌とのスキンシップを図りコミュニケーションをとることを大切にする保育を行います。
- ・ 台所から聞こえてくる音やにおいを近くで感じ、食育に熱心に取り組み、保育者や地域との触れ合いを大切にする保育を行います。
- ・ 近所の散歩や畑での菜園を体験し、自然の中で季節や五感を感じながら、のびのびと遊び生活のリズムを整え、地域とのつながりを大切にします。
- ・ 専門性の高い経験豊富な保育士の、特技や資格を活かした保育を行います。

- ・ 職員が定期的に救急法の園内研修・訓練を実施し、保育園にAEDが設置してあります。
- ・ 異年齢の子どもたちが兄弟・姉妹の様な関係を体験しながら、遊んだり、味わったり、くつろいだりできる地域密着の家庭的な保育を行います。
- ・ 地域の親子と交流しながら地域の子育て支援にも貢献します。

○ 健康・安全・衛生管理のための取り組み

《健康管理》

- ・ SIDS（乳幼児突然死症候群）を防ぐため、睡眠時の午睡チェックを乳児及び1、2歳児共に5分おきに行います。
- ・ 登園時と午睡後の2回の検温を実施し、異変がある場合には適切に対応します。
- ・ 年2回の内科健診、年1回の歯科及び口腔健診、月1回の身体測定を実施します。
- ・ ディリー記録、保育日誌、児童健康診断表等を作成し、個々の健康管理を行います。
- ・ 厚生労働省の「感染症対策ガイドライン」に基づき、感染症・食中毒の予防対策を行っています。
- ・ 本園内は完全禁煙です。

《安全管理》

- ・ 出入口は原則、施錠し不審者侵入対策を行っています。
- ・ 月1回の防災・防犯の避難訓練を実施しています。
- ・ 本園独自の「危機管理マニュアル」を作成しています。
- ・ 保育士全員が、国際救急法の資格所有者であり本園に、AEDを設置しています。
- ・ 本園には、ホームセキュリティーを完備しています。

《衛生管理》

- ・ 歯ブラシ、コップ、タオル、おまるなどは、個人用のものを使用します。
- ・ 園遊具等は定期的な安全点検及び消毒を行います。
- ・ 乳児は、専用のベビーバスでの沐浴を行います。

○ 食事の提供

- ・ 調理員及び職員の自園調理により提供します。
- ・ 栄養量や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立表を毎週作成しています。
- ・ 厚生労働省のガイドラインに基づき、アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。
- ・ 哺乳びんは煮沸消毒と専用の保管庫により衛生的に保ちます。
- ・ 食中毒予防のため、調理員及び調理に関わる職員は月1回の検便を行っています。

《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土	9時15分頃	11時00分頃	15時00分頃
1歳児		9時15分頃	11時00分頃	15時00分頃
2歳児		9時15分頃	11時00分頃	15時00分頃

○ 延長保育

- ・ 通常利用時間外の延長保育を実施しています。
※ 利用時間及び利用料は5ページをご覧ください。

○ 施設及び設備

設備	部屋数	面積	備考
保育室	2室	37㎡	ベビーラック1台
調理室	1室	9㎡	
沐浴室	1室	3.7㎡	ベビーバス 1
洗面所	1室	4.3㎡	
トイレ	1室	2㎡	オマル5
テラス	1室	1.6㎡	
屋外遊戯場		40㎡	この他集会所公園を屋外における保育活動の場として使用します。

※室園の遊具は定期的に点検・消毒を行っています。

3. 職員について

○ 職種、員数及び職務の内容

職種	常勤	非常勤	職務の内容
園長及び管理責任者	1		保育園の業務及び保育内容について保育士及び他の職員を統括する
保育士	2	2	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。又、保育園の諸業務も行う
栄養士・調理員		1	給食業務の統括を行う 給食献立などの、栄養管理の業務を行う
看護師		1	児童の健康状態を観察し健康管理の業務及び救急法の統括を行う
事務員		1	会計事務などの業務を行う

※職員数は変動する場合がありますが、本園では、市町村が条例で定める保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※調理員が欠勤の場合は、園の職員が給食業務を行う。

4. 保育を行う日・時間

○ 通常利用時間

利用区分	通常利用時間	休園日
11時間 標準時間認定	月～土曜日 7:00～18:00	・日曜日 ・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日） ・年末年始（12月29日から1月3日）

※実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休園日に保育及び交流会を行う場合があります。

※非常変災その他急迫の事情があるときは、市町村の指示に従い、臨時に休業日とする場合があります。

○ 延長保育

利用区分	利用時間	利用料
延長保育時間	18:00～18:30	30分500円

※月極延長保育有（利用時間に応じた料金）

5. 保育料等

○ 利用者負担（基本保育料）

毎月の基本保育料は以下のとおりとします。

- ・金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
- ・支払方法 銀行引き落とし
- ・支払期限 毎月末（本園の定める期日）

○ 実費徴収額

保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を徴収します。

費用の種類	使途・目的	納付額	納付時期
雑費	日用品、文房具、外部講師に係る費用として	1000円	毎月

○ 滞納があった場合の取扱いについて

上記に掲げる保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園判断により退園とさせていただく場合があります。

6. 利用定員

○ 年齢別利用定員

0歳	1歳	2歳	計
4名	4名	4名	12名

7. 利用の開始及び終了に関する事項

○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・ 「大津町施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書等の必要書類を添付のうえ、大津町が定める期限までに、本園または大津町役場子育て支援課へお申込ください。
- ・ 定員を超える申込がある場合は、町の利用調整により入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
- ・ 入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。

○ 退園・転園・休園

- ・ 退園を希望する場合は、退園日の1ヵ月前までに、退園届を提出してください。
- ・ 転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・ 町外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・ 休園に際しては、原則、大津町が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。
- ・ 園児が特定の感染症等に感染した場合には、厚生労働省の感染症対策ガイドライン及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となります。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・ 年度途中に満3歳に達する年度が終了したとき。
- ・ 児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

○ 卒園後について

卒園後は、姉妹園のびちゅの森子ども園または、連携施設である大津保育園（大津町）へ優先的に入園することができます。ただし、卒園する年度の10月末までに入園の意思が確認できない場合は、優先的に入園できないことがあります。

また、卒園後に連携施設以外の施設への入園を希望する場合には、新たに入園申込の手続きを行っていただく必要がありますが、その場合には市の利用調整により入園が決定しますので、入園できないこともあります。

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	大津警察署（交番 大津駅前交番）
病院	熊本赤十字病院 小児科 （熊本市東区長嶺南2丁目1番1号）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
連絡方法	・職員より、電話連絡等を行います。
本園の対策	・ホームセキュリティー設置 ・AED設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	菊地広域連合南消防署 平成 31年 2月 届出			
	防火管理者	坂田美和		
避難訓練	非常時を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器			
避難場所	第1避難	園舎西側広場	第2避難	大津北中学校
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者	坂田 美和（園長）
	・解決責任者	園田徳美（子育て支援員）
	・ご利用時間	9：00～ 17：00（月～土）
	・電話番号	096-221-3969
	・FAX	096-221-3969

	※ 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	桐原 良子	電話番号 080-5268-4596
		保健師 助産師
	三宮 美香	電話番号 090-5209-8650
		大津町町議会議員

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	損害保険ジャパン株式会社 総合補償制度加入 傷害保険（死亡・後遺症障害保険金 100万円、 入院1日1500円、通院1日1000円） 賠償責任保険 1名/1事故につき上限2億円
-------	---

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・ 連携施設や他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

12. 提携する医療機関等

種類	嘱託医（小児科）	嘱託歯科医（歯科医院）
病院名	さとう医院	クローバー歯科
所在地	大津町室 377-1	大津町室 982
TEL	096-293-2550	096-294-6480

13. 連携施設について

条例に基づき、以下のとおり、連携施設と契約しています。

姉妹園・連携施設	びちゆの森子ども園・大津保育園
連携内容	(1) 集団保育の機会の設定 ・ 定期的に行事等に参加します。 ・ 園児との交流（合同）保育を行います。 ・ 定期的に施設や野外遊技場の開放を行います。 (2) 代替保育の提供 ・ 本園の職員が病気や研修等により勤務できない場合に、姉妹園または、連携園の保育士が代わりに保育を提供します。 ・ 特別な事情により、本園で保育を提供できない場合に、連携園において保育を提供します。 (3) 卒園後の受入れ ・ 卒園後に姉妹園または、連携園への入園を希望する場合には、優先的に入園することができます。

14. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・ 子どもの健康管理のため、送迎の際に担当保育士が健康状態をお尋ねしますので、小さな異変であっても必ず保育士にお伝えください。お急ぎの際もあるかと思いますが、ご協力をお願いします。
- ・ 車での送迎の際は、近隣の迷惑にならないよう、路上駐車や騒音を立てる行為はご遠慮ください。又、徐行運転をお願いします。
- ・ 保育園付近での喫煙は行わないようにしてください。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(R5年4月1日作成更新)